

ポートレース鳴門無料シャトルバス運行管理等業務仕様書

1. 趣旨
2. 事業運営に関する基本方針
3. 委託業務の概要
 - (1) 名称
 - (2) 事業主体
 - (3) 履行期間、運行日数
 - (4) 運行方法
 - (5) 運行経路、停留所
 - (6) 運行時間
 - (7) 運行ダイヤ、運行便数
 - (8) 運賃等
 - (9) 使用車両
4. 業務内容及び管理基準
 - (1) 運行計画等に関する事項
 - (2) 運行記録、運行管理経費に関する事項
 - (3) 乗務員の教育等
 - (4) 車両の保管及び管理
 - (5) 停留所の維持管理
 - (6) 安全運行に関する対応
 - (7) 運行の中止、日程変更
 - (8) その他
5. 請求について
6. 法令等の遵守
7. 事業の継続が困難となった場合の措置
8. その他協議事項

1. 趣旨

本仕様書は、鳴門市企業局が行う無料シャトルバス運行管理等業務の事業内容及び履行方法について定める。

2. 事業運営に関する基本方針

鳴門市企業局が行う本業務委託について、お客様の安全性と利便性の確保を目的に、次に掲げる項目に従って円滑な運行計画の実施、車両管理を行うこととする。

- (1) 「4. 業務内容及び管理基準」に基づき、運行の実施・車両管理を行うこと。
- (2) バスの利用者に対して、平等かつ公平な取り扱いをすること。
- (3) お客様が利用しやすいようにサービス水準の向上に努めること。
- (4) 個人情報を適切に保護・管理すること。
- (5) 常に善良な管理者の注意を持って管理を行うこと。
- (6) 運行計画や管理上関係する法令等を遵守し、安全に万全を期すこと。

3. 委託業務の概要

(1) 名称

ポートレース鳴門無料シャトルバス運行管理等業務

(2) 事業主体

鳴門市企業局

(3) 履行期間、運行日数

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（540日）

(4) 運行方法

自家用バスによる運行

(5) 運行経路、停留所

運行経路は、「ポートレース鳴門～鳴門郵便局前～鳴門駅～ポートレース鳴門」の循環ルートとする。停留所については、現存の停留所を利用すること。

(6) 運行時間

概ね8時00分頃から17時30分頃まで（1日8時間程度、発売時間の変更に伴う運行時間の変更にも対応すること。）

(7) 運行ダイヤ、運行便数

バス運行予定ダイヤ（別紙③）のとおりとする。

(8) 運賃等

無料とする。

(9) 使用車両

鳴門市企業局保有の車両を使用する。なお、車両は契約期間内に更新する可能性がある。

車両番号：徳島200さ537

登録年月日：平成22年6月24日（初年度登録 22年6月）

自動車種別：普通 用途：乗合 自家用の別：自家用

車体の形状：キャブオーバー 車名：日産【CIVILIAN】 乗車定員：29人

車両重量：3750kg 車両総重量：5345kg

車体番号：EHW41-040754 長さ：699cm 幅：206cm

高さ：263cm 型式：PDG-EHW41 原動機の型式：ZD30

総排気量：2.95L 燃料の種類：軽油

有効期間の満了する日：令和8年6月23日

走行距離表示値：164,107km（令和8年1月16日現在）

4. 業務内容及び管理基準

(1) 運行計画等に関する事項

- ① 関係機関との各種調整が必要な場合については、事前に企業局と協議すること。
- ② 発着場所は既存の停留所を使用し、待機場所など必要な場合については委託者と協議すること。なお、業務終了後の保管場所については、委託者の指示する場所に駐車すること。

(2) 運行記録、運行管理経費に関する事項

- ① バス乗車記録を作成し、毎日の運転手名、1便ごとの乗客数を記録すること。
- ② 毎月ごとに乗客数を集計し、報告すること。

(3) 乗務員の教育等

- ① お客様に対する挨拶等、礼儀正しい対応を行い、気持ちよく利用してもらうための接遇に配慮すること。
- ② 高齢者や障がい者等の安全に配慮すること。
- ③ 相談、苦情等に適切に対応すること。
- ④ 車両内の忘れ物について適切に対応すること。

(4) 車両の保管及び管理

- ① 保管場所は提供するが、車両は事業者の責任において保管及び管理すること。
- ② 車両修繕が必要な場合は速やかに実施すること。
- ③ 日常点検は、運行前に必ず毎日行うこと。
- ④ 必要な法定点検を行うこと。
- ⑤ 車両の維持管理費（燃料費、車両修理費（受託事業者の責めによる場合等）等を負担すること。
- ⑥ 車両の任意保険に必ず加入し、その保障内容は法令で定められた額以上のものとすること。
- ⑦ 車両の清掃を毎日行うこと。
- ⑧ 車両の走行していない時間帯に委託者が車両を使用する場合がある。

(5) 停留所の維持管理

停留所に破損等がある場合は、速やかに委託者に連絡すること。

(6) 安全運行に関する対応

- ① 運行管理責任者の氏名及び整備管理責任者（免許の有無は問わない）の氏名を書面にて提出すること。
- ② 運送業務に当たる運転者は本仕様書中、3（9）で指定する車両の運転に必要な二種免許保有者とし、氏名・住所及び運転免許証の写しを書面にて提出すること。
- ③ 旅客の安全と利便を確保するための方策に関して、最低限下記に示す内容について明記した対応マニュアルを整備すること。
 - (ア) 事故等対応（連絡体制、事故処理体制）
 - (イ) 高齢者、障がい者等への対応
 - (ウ) 相談、苦情等への対応
 - (エ) 忘れ物対応
 - (オ) 業務従事者のアルコールチェック

(7) 運行の中止、日程変更

運行日程は、原則ボートレース鳴門開催日程と同じとする。台風、天災その他の事情により開催が全日又は途中で中止となる場合は、委託者の指示に従い臨機応変に対応すること。また、中止に伴う開催日程の順延にも対応すること。

なお、ボートレース鳴門開催日程は通常、3、6、9、12月に各月の翌月から3ヵ月間の日程が発表される。

(8) その他

- ① 個人情報の保護について従事者への周知、徹底を図ること。
- ② その他運行業務の管理上、委託者が必要であると認める業務を行うこと。

5. 請求について

- (1) 委託料の支払いの請求は毎月単位で行うこととし、適法な支払いの請求があった場合は、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- (2) 終日運行を中止した場合は委託料を支払わない。途中で中止及び順延した場合は、委託料を運行予定日数で日割りした1日分の委託料を支払う。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

6. 法令等の遵守

バスの運行管理にあたっては、本仕様書のほか法令等を遵守すること。

7. 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託事業者の責めに帰すべき事由による場合

委託者は事業の取り消し又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部停止をすることができるものとする。その場合、委託者に生じた損害は受託事業者が賠償するものとし、また、次期事業者が円滑かつ支障なくバスの運行管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由による場合

不可抗力等、委託者及び受託事業者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ事前に書面で通知することにより当該事業契約を解除できるものとする。なお、この場合において受託事業者は、次期事業者が円滑かつ支障なくバスの運行管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

8. その他協議事項

この仕様書に定めのない事項が生じた場合、また内容の解釈に疑義が生じた場合は、双方協議によりこれを定めるものとする。